○国家公安委員会告示第三号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第三項の規定により次の登録講習機関の登録をしたので、同法第三十九条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月十二日

国家公安委員会委員長　小川惠里子

一　登録年月日　平成二十七年二月五日
二　登録番号　3
三　氏名又は名称　特定非営利活動法人警備人材育成センター
四　住所　埼玉県さいたま市北区日進町二丁目千百十八番地四
五　法人である場合の代表者の氏名　松浦晃一郎
六　講習会を行う事務所の所在地　東京都新宿区西新宿七丁目一番七号新宿ダイカンプラザA館四一五号

○総務省告示第二十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第八十五条の二第一項の登録をしたので、同法第八十五条の六第一項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十七年二月十二日

総務大臣　山本　早苗

一　登録講習機関の名称及び住所
一般財団法人日本データ通信協会
東京都豊島区巣鴨二丁目十一番一号
二　講習の区分
伝送交換技術に係る電気通信主任技術者定期講習
線路技術に係る電気通信主任技術者定期講習
三　講習事務を行う事務所の所在地
東京都豊島区巣鴨二丁目十一番一号
四　講習事務の開始の日
平成二十七年三月二日

○外務省告示第三十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十七年二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

中華人民共和国大使館周辺地域	
期　間	平成二十七年二月二十三日から平成二十八年二月二十二日まで
地　域	東京都港区西麻布三丁目、元麻布二丁目、元麻布三丁目、南麻布五丁目（二番から十六番まで）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法［昭和三十五年法律第百五号］第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、都道覆が関渋谷線（六本木通り）及び都道北品川四谷線（外苑西通り）の部分を除く。

○外務省告示第三十八号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。

平成二十七年二月十二日

外務大臣　岸田　文雄

アメリカ合衆国大使館周辺地域	
期　間	平成二十七年二月二十四日から平成二十八年二月二十三日まで
地　域	東京都港区赤坂一丁目（二番から四番まで、八番から十二番まで及び十五番から二十三番まで）、虎ノ門二丁目、虎ノ門三丁目（一番から七番まで）、虎ノ門四丁目（一番及び二番）、六本木一丁目（一番から三番まで及び十番）
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法［昭和三十五年法律第百五号］第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれら道路の区間に接する交差点

○財務省告示第五十七号

中華人民共和国産トルエンジイソシアナートに係る関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（平成二十六年財務省告示第五十三号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査について、同条第六項ただし書の規定により調査を延長することとしたので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十二日

財務大臣　麻生　太郎

一　延長される調査の期間　四箇月
二　延長の理由　調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うためには一層の時日を要することとなったため

○厚生労働省告示第二十号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第五項の規定に基づき、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの雇用保険率を次のとおり変更する。

平成二十七年二月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの雇用保険率は、千分の十三・五（次の各号に掲げる事業にあっては、当該各号に定める率）とする。

一　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第四項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）　千分の十五・五
二　法第十二条第四項第三号に掲げる事業　千分の十六・五

○厚生労働省告示第二十一号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六条第三項、第七条第二号、第八条第一項第二号、第九条及び第十一条の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十七年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額をそれぞれ次のように定めたので、同令第十三条の規定により公示する。

平成二十七年二月十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十七年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額

区　分	率又は額
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）第六条第三項に規定する算定率	○・○○○九四九六七
省令第七条第二号に規定する率	一・一〇〇八九六二八
省令第八条第一項第二号に規定する率	○・九八三九〇九〇六
省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額	六二、一二〇円
省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額	五八、四五二円